

現任研修について

1. 受講対象者

(大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱) 第3条養成研修等(抜粋)

- 2 府は、大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱第4条第2項及び第3項により登録された者に対し、技術等を向上させるための現任研修を実施するものとし、当該研修を修了した者に修了証書(様式第1-2号)を交付するものとする。

(大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱) 第4条(抜粋)

- 3 前項の登録は、当該登録をした年度の3年後の年度末をもって、その効力を失う。当該登録の更新を受けようとする者は、当該効力を失う年度の間、大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱第3条第2項に定める現任研修を修了しなければならない。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

2. 受講免除について

令和元年度の盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループにおいて、次の要件を全て満たすものは、現任研修の受講を全て免除することとしている。

- ①年間を通じて概ね月1回以上の派遣又はそれと同等の実績のある通介者であること。
- ②盲ろう者等社会参加支援センター又は同センター連携機関の事前承認を得ていること。

3. 令和3年度の実施状況

内訳	人数
令和3年現任研修対象者	309人
免除者	80人
受講対象者	229人

4. 受講免除の見直しについて

以下のとおり、令和4年度より免除規定の変更を行う。

(変更案)

盲ろう者等社会参加支援センター連携機関において雇用契約のもと従事し、同機関から事前承認を得ている者は、現任研修の受講を全て免除する。